# 「技術提案」作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により，徳島県電子入札システムでは，平成２９年７月１日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため，総合評価（技術提案）申請書（様式４（その２））の標準様式をワードファイルに変更しています。

平成２９年７月１日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は，**ＰＤＦ形式に変換**して申請してください。

なお，技術提案をワードファイルで作成した場合も，なるべく**ＰＤＦ形式にて提出**するようにしてください。

総合評価（技術提案）申請書（様式４（その１））

# 技術提案

工　　事　　名　：徳島県南部健康運動公園陸上競技場整備工事

| 評　価　項　目 | 「社会的要請への対応」に関する技術提案 |
|---|---|

| 技術提案項目 | 令和２年度中の陸上競技場の完成について |
|---|---|

当工事は，全天候型陸上競技場トラックのポリウレタン舗装の新設工事であり，県南部圏域の陸上競技の拠点となる第３種公認陸上競技場として，令和２年度中の完成を予定している。このため，別途発注するフィールド内の照明設備工事や天然芝舗装工事とともに工事を仕上げ，３月上旬予定の日本陸上競技連盟の検定を受け，工期内に合格する必要がある。

なお，照明設備工事は，令和２年４月～令和２年９月，天然芝舗装工事は，令和２年７月～令和３年３月の施工期間で実施を予定している。

このことを踏まえて，次の事項について技術提案すること。

Ⅰ　関連工事とともに工期内に陸上競技場を確実に完成させるための方策

Ⅱ　天然芝舗装工事が同時期に施工するなかでアスファルト舗装（上層・下層）とポリウレタン舗装及びポリウレタン舗装（各層）の接着にかかる品質を確保するための方策

具　体　的　な　施　工　計　画

上記２項目について，以下の内容をそれぞれ記述すること。

①技術提案の概要
②施工方法の適切性（具体的工法，主要機械及び設備，施工管理方法等を記述）
③効果的な創意工夫
④技術的な裏付け（過去の施工実績等，具体的かつ技術的な根拠を記述）

※１　評価項目「上記技術提案の実現性，有効性を確認するための施工計画の適切性等」については，①の内容が適切な項目に対する②～④の記載内容で評価する。

※２　１項目につき，３提案まで記載可能とする。

記述に当たっては，**（様式４（その２））**を使用し，Ａ４版３枚（３ページ）以内で提出すること。

総合評価（技術提案）申請書（様式４（その２））

# 技術提案

（１枚目、２枚目、３枚目）←該当しないものは消すこと。

共同企業体名：

次の工事について，この申請書の内容と同等の又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

工　　事　　名：徳島県南部健康運動公園陸上競技場整備工事

| 評 価 項 目 | 「社会的要請への対応」に関する技術提案 |
|---|---|

| 技 術 提 案 及 び 具 体 的 な 施 工 計 画 等 |
|---|
| Ⅰ　関連工事とともに工期内に陸上競技場を確実に完成させるための方策<br>①技術提案の概要<br><br>②施工方法の適切性（具体的工法，主要機械及び設備，施工管理方法等を記述）<br><br>③効果的な創意工夫<br><br>④技術的な裏付け（過去の施工実績等，具体的かつ技術的な根拠を記述）<br><br>Ⅱ　天然芝舗装工事が同時期に施工するなかでアスファルト舗装（上層・下層）とポリウレタン舗装及びポリウレタン舗装（各層）の接着にかかる品質を確保するための方策<br>①技術提案の概要<br><br>②施工方法の適切性（具体的工法，主要機械及び設備，施工管理方法等を記述）<br><br>③効果的な創意工夫<br><br>④技術的な裏付け（過去の施工実績等，具体的かつ技術的な根拠を記述） |

※Ａ４版に記述するものとし，枚数は**３枚（３ページ）**までとする。

※記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

# 技術提案

（１枚目、２枚目、３枚目）←該当しないものは消すこと。

共同企業体名：

次の工事について，この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し，申請します。

工　事　名：〇〇工事　←※工事名が間違っていないか確認を！

| 評価項目 | 「社会的要請への対応」に関する技術提案及び施工計画の適切性等 |
|---|---|

技術提案及び具体的な施工計画等

＜記述上の留意点＞

特に技術提案を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の**文字の大きさの規格は 10.5 ﾎﾟｲﾝﾄ以上**とする。

なお，**「記述枠」の規格値は縦 21.0cm，横 17.0cm 以内**とし，**55 行以内**で規格値以内の「記述枠」内に**アンダーラインを使用しない**で記述することとし，アンダーラインを使用して記述した箇所については，評価の対象としないので注意すること。

また，執行機関での印刷結果において，以下の項目に一つでも該当する場合は，「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。

**① 文字の大きさが明らかに 10.5 ポイントを下回る場合**
**②「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から５mm を超えて大きい場合**
**③「記述枠」内に 56 行以上の記述がある場合**
**④ Ａ４版でない場合**
**⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合**

注１：手書きの場合も同様とする。
注２：文字のうち，写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題，図表等と一体とみなすことができる名称等，また，英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。

＜記述枠：縦 21cm×横 17cm 以内に制限＞

※Ａ４版に記述するものとし，枚数は**３枚（３ページ）**までとする。
※Ａ４版**１枚（１ページ）**に記入し，記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。